

一時保護委託児童死亡事例検証報告書(概要版)

令和5年3月

愛媛県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置専門部会(検証委員会)

1 事例検証の目的

本検証は、愛媛県で発生した児童の死亡事例について原因等を分析し、今後取り組むべき課題や方策を検討することにより、再発防止策を愛媛県に提言するものである。

関係者の処罰や批判、責任追及を目的とするものではない。

2 事案の概要・背景

本児は、3歳頃までに自閉症と診断され、その後、強度行動障害の判定を受け、放課後等デイサービスを利用しながら、親族の協力の下で両親と家庭生活を送っていた。

しかし、本児の成長に伴い、主たる介助者である母親の疲弊が顕著になってきたことを地域関係機関が認知したことから、令和3年11月(本児13歳)、地域関係機関で協議した結果、母子分離と母親のレスパイトが必要との認識で一致し、児童相談所に施設入所調整を依頼。

強度行動障害のある児童の福祉施設の受入れは、受け皿となる施設が限られるため、受入調整が進まない困難な状況の中、受入れを表明した施設に、同12月、一時保護委託に至った。

施設入所6日目の入浴時、施設の本児担当職員が目を離した間に浴槽内で両足に熱傷を負い、救急病院受診後、施設で療養していたものの、容態が急変し死亡した。

3 事例の主な経過

日時	内容
R3.10以前	・放課後等デイサービス等地域関係機関が母の疲弊を認知
R3.11.10	・地域関係機関で協議実施 母親のレスパイト、母子分離必要との認識で一致し、児童相談所に施設入所調整を依頼
R3.11.16～17	・児童相談所が、県内外の障がい児入所施設9か所に断られた後、以前、障がい児の受入実績があった施設に一時保護を打診、承諾を得る
R3.11.19	・地域関係機関、児童相談所が保護者と面接、協議実施 ・一時保護について父母から口頭で了承を得る
R3.12.5	・施設見学実施(父母及び本児、地域関係機関、児童相談所)
R3.12.10	・児童相談所が、12.17からの一時保護委託を決定
R3.12.17	・施設において一時保護開始
R3.12.22	・本児、浴室で受傷(両足に熱傷)
R3.12.31	・早朝、居室巡回にて息が荒く高熱の本児を認知 ・救急車で救急病院に搬送されるが死亡確認

4 再発防止に向けた提言

◆関係機関における認識の共有と一時保護委託の決定について

- 特性の強い児童(特に強度行動障害のある児童)が施設入所を必要とする場合には、対象児童の状態及び施設の受入体制の確認等に加え、施設対応が困難であり緊急を要する事例については、精神科病院への入院も選択肢として検討されたい。

◆保護者に対する説明等対応について

- 保護者に対する児童相談所及び施設、特に施設における質問や要望を受ける機会や時間の確保に努められたい。

◆施設入所時の施設間引継ぎについて

- 施設間の効果的な引継ぎの仕組みづくりについて検討されたい。

【例示】

- ・児童の日常生活の各局面におけるチェック事項をまとめた引継ぎ用のフォーマットの作成
- ・児童受入施設の職員が前利用施設の職員や保護者から実際に対応を学ぶ機会の設定

◆一時保護下における面会について

- 施設入所後の面会については、一時保護の目的(親子分離、親のレスパイト)にとらわれず、事案の状況に応じて柔軟に対応されたい。

◆強度行動障害のある児童への対応について

- 強度行動障害のある児童については、児童相談所及び関係機関は、県内外を問わず、児童、障がい及び医療(精神科病院含む)の各分野と連携して、児童の最善の利益を実現するための方策を検討されたい。

◆支援に必要な体制づくりについて

- 県は、国の強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する動向を注視するとともに、障がい分野、医療分野など関係機関と連携し、児童の支援体制の構築に取り組んでいただきたい。